審議事項(9)「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正について

「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正関係資料編

資料 1 P1

資料 2 P2

他県ト協等の役員報酬額の状況

(1) 他のトラック協会の情報開示された役員報酬額

- ①全ト協・理事長 月額120万円以下の範囲内(年総額1980万円)
 - ・専務理事 月額110万円以下の範囲内(年総額1815万円)
 - ・常務理事 月額90万円以下の範囲内 (年総額1485万円)
 - ※月額報酬のほか、賞与が年間 4.45 月分支給される。
- ②沖縄県ト協・専務理事 月額58万円以下の範囲内(年総額696万円)
 - ・常務理事 月額50万円以下の範囲内(年総額600万円)
- ③島根県ト協 専務理事 月額50万円以下の範囲(410社)
- ④山口県ト協 専務理事 令和4年度予算797万円 (780社)
- ⑤徳島県ト協 専務理事 令和4年度予算649万5千円 (318社)

(2) 長崎県トラック協会提供 「専務理事報酬水準」データ (令和3年4月調べ)

	(会員数)	専務出身	ト協報酬額	
		母体		
福岡県	(2,343 社)	運輸局	720万円	
佐賀県	(533社)	警察	570万円	十別途陸災防報酬
長崎県	(524社)	県庁	450万円	
大分県	(525社)	県庁	540万円	十別途陸災防報酬
宮崎県	(457社)	協会	800万円	
鹿児島県	県(832社)	県庁	528万円	
沖縄県	(681社)	運輸局	564万円	

他県平均 596万円

熊本県(765社) 専務理事の役員報酬水準

令和3年度 役員就任 Ⅱ等級支払額 386万3千円 ※令和3年度は九州で低位の水準であった。

令和5年度 V等級による支払見込 548万4千円

熊ト協の役員報酬関係の現行規定

(1) 定款 第14条 (抄)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等及び費用に関する規程
- (2) 役員の報酬等及び費用に関する規程(抄)

(報酬等の額の決定)

- 第4条 本協会の常勤役員の報酬総額及び支給基準は、総会で決定し別表第1「常勤役員に対する事業年度の報酬総額」及び別表第2「常勤役員に対する事業年度の報酬額の支給基準」に明記する。
 - 2 常勤役員に支給する報酬月額は、別表第1及び別表第2に定める範囲内において理事会で決定する。

別表第1 常勤役員に対する事業年度の報酬総額

1人あたりの常勤役員に対する	6005	
事業年度の報酬総額	600万円	

別表第2 常勤役員に対する事業年度の報酬額の支給基準

1 個別の報酬額(月額)は下記の支給基準の範囲内で、理事会において決定する。

等 級↩	役職↩	報酬額(月額)(役 職↩	報酬額(月額)↩
Ⅰ等級↩	専務理事↩	369千円↩	常務理事↩	347千円↩
Ⅱ等級↩	同 上↩	399千円↩	同 上↩	376千円↩
III等級↩	周 上↩	421千円↩	同 上 ↔	397千円↩
Ⅳ等級↩	同 上↩	435千円↩	同 上↩	410千円↩
V等級↩	同 上↩	457千円↩	同 上↩	431千円↩

* 報酬額(月額)には、通勤手当は含まない。

※役員報酬規程の制定の経緯

平成14年4月1日 制定

平成15年8月1日 改正

平成17年7月6日 改正

平成24年9月25日 改正

令和2年6月11日 改正(現行規程)